

重要取組シート

環境局 環境保全部

取組項目		生活環境保全の推進
現状・課題		○市民の安全・安心の確保と生活環境を保全するため、大気・水質・土壌の保全、騒音・振動・悪臭の対応及び産業廃棄物の適正処理体制の確保を行う。 ○民間建築物の解体等の工事に対し、法令に基づく規制・指導を適切に行う必要があるほか、災害時の倒壊建築物からのアスベスト飛散対策や、市有建築物のアスベスト含有建材の適正な点検管理を、確実に実施する必要がある。 ○低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB 特措法）」に基づく処理期限が令和 9 年 3 月 31 日と迫っており、処理期限までの適正処理が求められている。
取組の内容		○市有建築物のアスベスト含有建材について、施設管理者等に研修を行い、「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」に基づき、適正に点検管理する。 ○アスベスト含有建材を使用した建築物の解体について、届出の有無にかかわらず、立入検査を実施するなど法令に基づく規制・指導を適切に行う。 ○「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル」に基づく災害対応の充実に努め、災害時のアスベスト飛散を抑止する。 ○低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理について、市 HP や関係団体の媒体を活用して周知するほか、保管事業者等に対して周知・指導する。
スケジュール	前期 (～9 月)	□堺市アスベスト対策推進庁内委員会の開催（4 月） □堺市アスベスト対策推進庁内委員会・推進部会・チーム（監視指導チーム、災害対策チーム、健康支援チーム、市有建築物チーム）における取組の実施（通年） □職員向けアスベスト研修会の開催（7 月）及び市有建築物の点検管理の実施（7 月） □市 HP や関係団体の媒体を活用した低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理の周知（4 月～） □低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者等に対する期限内処理の周知・指導（4 月～）
	後期 (～3 月)	□アスベスト関係業務に従事する職員向けの専門的な内容の研修の実施（1 月） □市有建築物の点検管理の実施（2 月） □堺市アスベスト対策推進庁内委員会の開催（3 月）
	次年度以降	□民間建築物の解体等工事に対する規制・指導や市有建築物のアスベスト含有建材の適正管理、市民・事業者に対する石綿検診やアスベストに関する知識等の周知等、定常的な取組の継続実施 □災害時のアスベスト飛散対策の強化を継続実施
進捗の状況	前期 (～9 月)	
	後期 (～3 月)	

(様式 4)

2025 堺市基本計画	該当する 施策	—		
	寄与する KPI	—		目標値（2025 年度）
				—
未来都市計画 堺市SDGs	最も貢献する SDGsのゴール	ゴール番号	つくる責任 つかう責任	
		12		
	寄与する KPI	—		目標値（2025 年度）
				—